

# 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン 【第9版】

令和4年4月12日改訂  
国立京都国際会館

## はじめに

当館では、お客様が安心して会議を開催できる環境をご提供するため、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組を徹底しています。本ガイドラインは、当館の具体的な取組を掲載するとともに、主催者様に実施していただきたい対策について取りまとめ、互いに連携・協力し、より安全な環境で来館者をお迎えすることを目的に、策定したものです。

なお、本ガイドラインの策定にあたり、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更））に則った上、劇場や展示会場等の業界団体が独自に発出しているガイドラインを参考にしています。

状況が刻々と変化するため、政府・地方公共団体からの新たな要請の発出、方針の変更や社会状況を勘案しつつ、適宜、改定を行って参ります。

また、本ガイドラインに記載のない項目については、「国立京都国際会館使用規則」をご確認ください。



令和3年4月、感染症予防対策において国際的な衛生基準を満たす施設として、アジアの国際会議場・展示として初めて、GBAC STAR™認証を取得しました。

## 1. 国立京都国際会館の基本方針と対応

### (1) 基本方針

#### ① 入館の制限

次の事項に該当する方の入館を制限しています。

- ア 政府が示している、入国後の行動制限期間を経過していない人
- イ 政府が示している、感染者に対する療養期間を経過していない人及び濃厚接触者に対する待機期間を経過していない人
- ウ 37.5度以上の発熱のある人
- エ 咳・咽頭痛・息苦しさ等の症状が認められる人
- オ 疲労倦怠感や味覚・嗅覚異常など体調が優れない人
- カ その他、感染の疑いがある人

#### ※ 入館制限の例外

試験受験など参加者の人生や権利に大きく支障が生じるなどの特殊事情がある場合は、例外として入館を許可することとします。

なお、主催者においては発熱者用受験会場を別に設け、他の入館者と接触させないなど、感染拡大防止に向けた最善の措置を講じてください。

#### ② 収容人数

1日当たりの参加人数が5,000人以下の場合、定員の100%まで収容可能とします。但し、大声を出すイベント等においては、政府および京都府が定める方針に基づき、定員の50%までの収容に制限されます。

#### ③ マスクの着用

当館では、感染拡大防止のため、入館中はマスク着用としております。なお、感覚過敏など特別な理由により着用が困難な方は除きます。

#### ④ 入館時の手指消毒

当館では、感染拡大防止のため、入館に際して手指消毒を行うこととしております。

## (2) 具体的な対応

### ① 消毒液の設置

本館正面玄関・南玄関、アネックスホール玄関、ニューホール玄関、イベントホール玄関、イベントホール連絡通路横自動扉付近、本館東通用口・通用口に消毒液を設置していますので、ご利用ください。各会場入口等への設置については、必要に応じて主催者にてご手配ください。

### ② 換気の設定

館内の空調機器は、外気を最大限に取り入れる設定にしています。

### ③ 清掃の実施

不特定多数が触れるドアノブ、手すり、机の上等は、毎朝、清掃スタッフがアルコールにて清拭しています。

また、感染防止のため清掃スタッフもマスク、手袋を着用しています。

なお、参加者にて着用されているマスクについては、館内での破棄はご配慮ください。

### ④ パブリックスペース

ロビー、通路などに設置しているソファやテーブル等についてはソーシャルディスタンスを勘案し、配置の変更や、ご利用可能数を減らす対応を行っています。

### ⑤ ビニールカーテンの設置

正面玄関の当館受付、常設クローク、通用口等に飛沫感染防止用のビニールカーテンを設置しています

### ⑥ 標示等の設置

感染防止の対策をお知らせするために、館内各所に案内板を設置しています。また、京都市「あんしん追跡サービス」の登録を行っています。当館が登録済のQRコードを標示していますので、ご利用ください。

### ⑦ 会館職員、協力会社等スタッフについて

ア 出勤前の検温及びマスクの着用を徹底するとともに、全職員の体調を一元管理しています。

イ 37.5℃以上の発熱や体調不良を感じたスタッフは出勤いたしません。

ウ 手洗い、うがいを徹底しています。

## 2. 催事主催者の対応

### (1) 主催者に順守いただきたいこと

#### ア 入館制限に関する事前確認

主催者等は会館を利用するにあたり、会館の基本方針にある入館の制限を事前に確認し、入館を制限してください。

#### イ 「コロナ感染拡大防止に向けたチェック項目表」による対策の確認

開催に当たり、お客様に安心・安全な環境を提供するため、主催者において「コロナ対策責任者」を指定するとともに、「コロナ感染拡大防止に向けたチェック項目表」に基づき、各種施策状況について確認・チェックし、事前に当館に提出してください。

#### ウ 主催者等による入館時の体調確認要領

主催者等で、下記の対応を実施してください。

- ① 入館時に検温等を実施するとともに、自己申告等により入館制限の該当者を確認すること。(※1)
- ② 催事開催中、入館制限のいずれかに該当する方を把握すれば、直ちに退館させ、帰宅又は診察を促すこと。
- ③ 入館の制限に該当するスタッフは、従事させないこと。

#### エ 歌唱など大声を出す場合などの措置

演者が歌唱等大声を出す場合や管楽器(吹奏楽器)による演奏を行う場合、舞台から観客まで最低2mの距離を確保してください。  
また、合唱など多数の演者が大声を出す場合や多人数での管楽器(吹奏楽器)による演奏を行う場合は、マスク着用や演者間や聴衆者との間にアクリル板を設置するなど、演者間及び聴衆者の感染防止上、必要な措置を講じてください。  
その他、歓声や声援など大声を出す方がいた場合、個別に注意等ができるよう人員を配置してください。

#### オ 感染の疑いがある事案発生時の措置

感染の疑いがある方がいれば、直ちに退館、通院検査させるなどの措置を講じるを講じるとともに、事案概要を会館へ速報してください。  
体調が悪く、直ちに退館させることが困難な場合は、一時的に医務室等に搬送の上、容体を確認し、救急要請搬送の措置を講じて下さい。  
その際も、会館に速報してください。

上記を順守いただけない場合は、必要な改善を求める場合があります。  
また、損害発生時は、故意または重大な過失がある場合、実費(消毒費用など)を請求させていただく場合があります。

※1 サーマルカメラ等についてはレンタル業者の紹介を行っておりますので、お問い合わせください。  
[https://www.icckyo.or.jp/about\\_us/coronavirus/](https://www.icckyo.or.jp/about_us/coronavirus/)

## (2) 催事主催者へのお願い

### ア 施設、会場への入場制限、キャパシティの制限、レイアウト

#### ① 3密の防止

参加者の感染リスクを考慮し、会場レイアウトをはじめ受付やクローク等の運営に関しても、「密」の状態にならないよう、ソーシャルディスタンスに配慮してください。そのため、可能な限り下記のような対策をご検討いただきますようお願いいたします。

- 1) 混雑時の入場制限を実施する。
- 2) 大声での会話を行わないような議事進行を心掛ける。
- 3) 滞在時間が長時間にならないよう、時間を短く設定する。
- 4) 出入口が複数ある会場については、入口と出口を分ける。

加えて、身体的距離を確保するため、以下の点などにも配慮していただけますようお願いいたします。

- 1) 適切な間隔を保った席の配置
- 2) 演者等と参加者との間隔(最低 2 m)の確保やアクリル板の利用
- 3) マスクの着用など隣席等への飛沫感染の防止

### イ 参加者の追跡体制の構築

感染拡大防止のため、下記の対応を行ってください。

- ① 万が一催事後にコロナウイルスへの感染が判明した場合に備え、保健所などの公的機関からの要請に応じて提出できるよう参加者名簿を予め作成する。
- ② 京都市「あんしん追跡サービス」に登録するよう、参加者に案内する。

WEB : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>

- ③ 厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をスマートフォン等にインストールするよう、参加者に案内する。

WEB : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

### ウ 感染予防対策の事前周知

以下の対策について事前に参加者へご案内ください。

- ① 入館の制限
- ② 入館時の手指消毒と検温の実施
- ③ マスクの着用、咳エチケットの実施
- ④ 手洗い、うがいの実施
- ⑤ 館内でのマスク廃棄の防止

### 3. 飲食の提供方法

#### (1) 飲食エリア以外での飲食制限

当館が許可した飲食可能エリア以外での飲食は制限しております。

#### (2) 飲食の形式

感染リスクの少ないコース料理、お弁当など着席での飲食をご推奨しておりますが、ビュッフェ料理など移動が伴う飲食形式については、別途、営業担当者までお問い合わせください。

#### (3) 収容人数

通常の50%未満をご推奨いたします。※アクリル板設置時は60%未満まで可

例) 直径2m円卓の場合

通常： 1卓10名 x 14卓 = 140名

50%： 1卓5名 x 14卓 = 70名まで

#### (4) 飲食時間の制限

酒類提供や飲食時間など飲食に関する制限については、政府および京都府の指示、要請に基づくものとします。

#### (5) 飛沫飛散防止対策

##### ア アクリル板の設置

飲食時は、原則、隣席距離1m未満、対面距離2m未満の場合、アクリル板の設置をお願いいたします。それ以上離れている場合においても、感染防止上、アクリル板の設置をご推奨いたします。

##### イ 「密」のないレイアウト

飲食会場については、「密」な空間を極力作らないレイアウトにさせていただきようをお願いいたします。

##### ウ 注ぎ合いの自粛

飲料については、注ぎ合い行為を自粛していただくようお願いいたします。

##### エ マスクの着用

食事中でも会話をする時は、マスクの着用をご推奨いたします。  
また、黙食の励行をお願いいたします。

更新履歴

第1版：令和2年6月19日  
第2版：令和2年7月30日  
第3版：令和2年9月23日  
第4版：令和2年12月17日  
第5版：令和3年1月13日  
第6版：令和3年4月2日  
第7版：令和3年6月22日  
第8版：令和3年9月17日  
第9版：令和4年4月12日